

島根原子力発電所 品質保証活動の実施状況
(2022 年度)

中国電力株式会社

目次

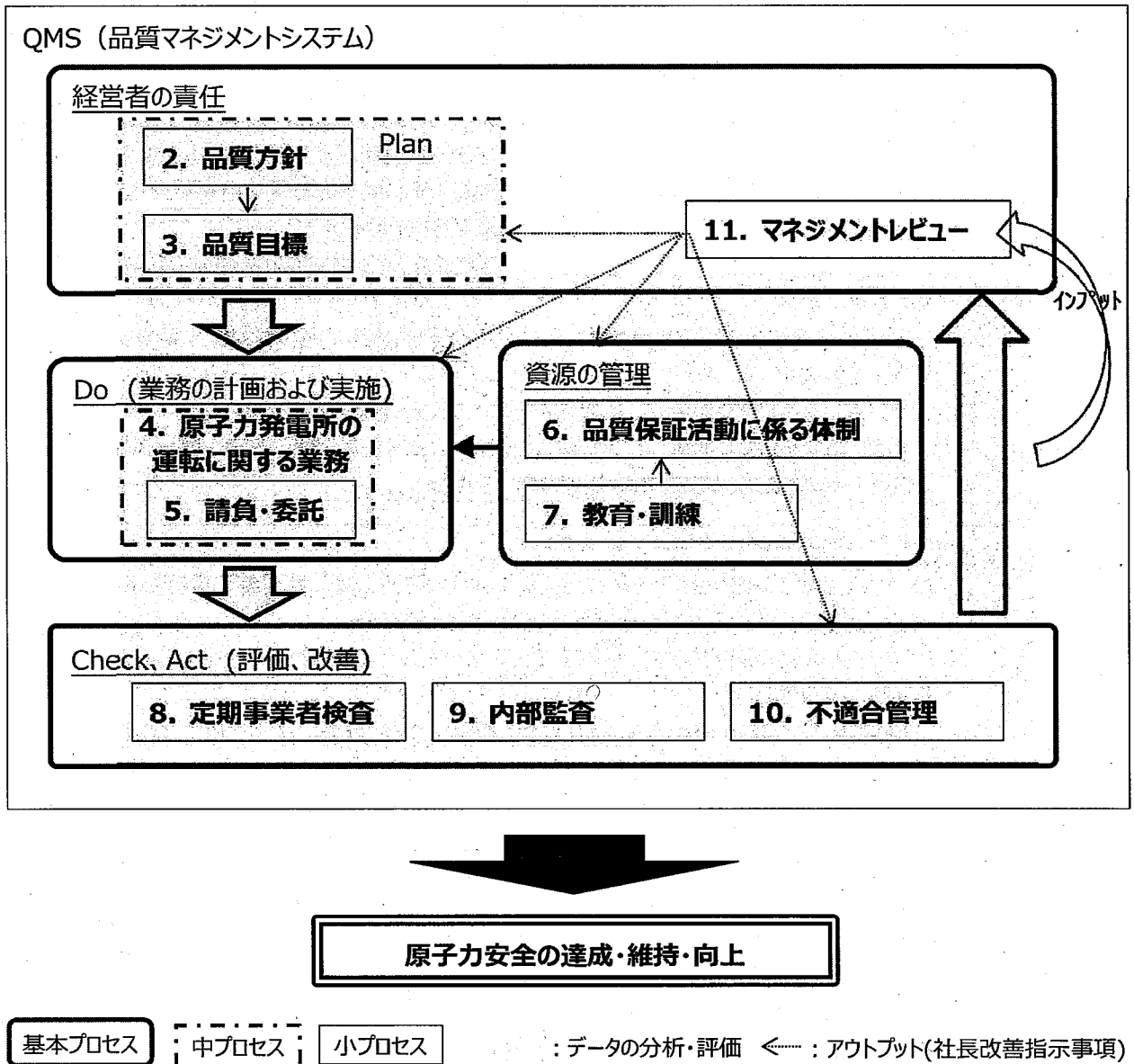
| | |
|------------------------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 品質方針 | 2 |
| 3. 品質目標 | 3 |
| 4. 原子力発電所の運転に関する業務 | 5 |
| 5. 請負・委託 | 10 |
| 6. 島根原子力発電所 品質保証活動に係る体制 | 12 |
| 7. 教育・訓練 | 14 |
| 8. 定期事業者検査 | 14 |
| 9. 内部監査 | 14 |
| 10. 不適合管理 | 16 |
| 11. マネジメントレビュー | 18 |
| 別紙1. 島根原子力発電所の教育訓練実績（2022年度） | 19 |

1. はじめに

原子力施設の安全を達成・維持・向上する活動の基本は、原子力安全に影響を与えるすべてのプロセスについて、これを計画し、実施し、評価し、改善するという Plan-Do-Check-Act（以下、「PDCA」という。）のサイクルを廻すことによって、原子力安全の達成を強固にしていくことです。

2020年4月に品質マネジメントシステムに係る法令「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」が施行され、この法令に従って品質マネジメントシステムの仕組みを構築し、管理・運用して継続的に改善することが求められています。具体的な取り組みとしては「経営者の責任」= Plan、「業務の計画および実施」= Do、「評価、改善」= Check、ActのPDCAのサイクルを廻し継続的改善を図っています。（「主な品質保証活動の業務プロセス関連図」参照）

本報告は、「品質マネジメントシステム」に則り、島根原子力発電所で実施した品質保証活動について報告するものです。



主な品質保証活動の業務プロセス関連図

2. 品質方針

○目的

品質方針（「原子力品質方針」、「施設管理の実施方針」および「原子力安全文化醸成に関する基本方針」の総称。）は、組織としての品質（原子力安全）にかかわる全般的な方向付けとなるものであり、トップマネジメント（社長）が策定します。品質方針には、要求事項への適合、および品質マネジメントシステムの実効性を継続的に改善することに対するコミットメントの表明を含めることが求められています。

○品質方針の改正

(1) 原子力安全文化醸成方針については、“サイトバンク建物の巡視業務の未実施”問題の教訓（協力会社とのコミュニケーション）をはじめ、過去の不適切事案の教訓や安全文化 10Traits[※]の内容を織り込み、改訂しました。(2022年4月1日)

※10Traits：安全を重要視する思考、感覚および行動のパターンについて記述した安全文化に関する特性

(2) 社長交代に伴い、品質方針を改訂しました（前社長が策定した内容を継続）。(2022年6月28日)

<原子力品質方針>：2022年6月28日

原子力安全の一義的な責任を担う者として、原子力発電所の建設・運営・廃止措置にあたっては、法令・規制要求等のルールを遵守することはもとより、現場、現物、現実を重視する3現主義を念頭に、確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指すとともに、公正・透明な業務運営を通じて、地域の皆さまからの理解と信頼の獲得を目指す。

1. 必要な資源を確保し、自らの役割と責任を自覚して、原子力安全を最優先に品質保証活動を積極的に推進する。
2. 原子力安全に係る知見や情報を収集してリスク評価を行い、必要な対策を実施して、原子力安全の向上を目指す。
3. 常に問いかける姿勢を持って、品質マネジメントシステムを継続的に改善する。
4. 教育・訓練を確実に実施して、個人および組織全体の建設、運転・保守、廃止措置、緊急時における技術の継承を図るとともに、対応能力の向上を目指す。

<施設管理の実施方針>：2022年6月28日

原子力に従事する誇りと責任を持ち、島根原子力発電所の保守管理の不備を深く反省し、確実な品質保証活動を通じて原子力安全最優先で施設管理を実施する。

1. 常に問いかける姿勢を持ち、品質マネジメントシステムを人から押し付けられたものでなく、自分たちのルールとして改善を行う。
2. 経営層、電源事業本部と発電所および発電所各課間での意思疎通を図り、報告する文化を育て、風通しの良い職場を創る。
3. 関係会社、協力会社と協働し一体となって、より高度な施設管理を達成する。

<原子力安全文化醸成方針>：2022年6月28日

原子力発電所の建設・運営・廃止措置における活動の基礎となる原子力安全文化の育成と維持について、地域社会からの理解と信頼が発電所の存立の基盤であることを常に忘れず、社員一人ひとりが次の行動を規範として日々の業務に主体的に取り組むことで、世界最高水準の原子力安全を目指す。

1. 安全最優先の組織風土
一人ひとりが原子力安全に責任を持ち、それぞれの立場でリーダーシップを発揮して、原子力安全最優先で業務にあたります。
2. 継続的改善
常に問いかける姿勢をもって問題を摘出・解決し、パフォーマンスを継続的に改善します。

3. コミュニケーションの充実

社内および協力会社とのコミュニケーションを密にして、何でも報告・相談できる職場環境をつくります。

3. 品質目標

○目的

品質目標（「原子力品質目標」、「施設管理目標」および「原子力安全文化醸成活動目標」の総称。）は、社長が定めた品質方針との整合がとれているものとし、業務・原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標を毎年度初めに島根原子力発電所長が策定します。策定後は設定した品質目標に従った成果が出ているかどうかを監視測定し、計画どおり進んでいない場合またはその恐れがある場合には、必要な対策を実施します。

○活動実績

策定した品質目標に従い活動し、監視測定により成果を確認しました。

●原子力品質目標

| 原子力品質方針 | 具体的方策 |
|--|---|
| 1.必要な資源を確保し、自らの役割と責任を自覚して、原子力安全を最優先に品質保証活動を積極的に推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 再稼働工程・運転開始要件の管理 ◇ 使用前事業者検査への適切な対応 ◇ 島根2号機運転管理（現場巡視による異常徴候の発見とフォロー） ◇ 島根2号機定期安全レビュー（PSR）の報告に向けた適切な対応 ◇ 放射性廃棄物管理（固体廃棄物貯蔵所保管裕度の確保） ◇ 島根1号機廃止措置計画に基づく工事等の確実な実施 ◇ 特重施設等設置に向けた適切な対応 ◇ 放射線被ばく管理（ALARA活動による被ばく低減） ◇ 保全業務・システム改善活動の実施 ◇ 業務のデジタル化に向けた活動の実施 |
| 2.原子力安全に係る知見や情報を収集してリスク評価を行い、必要な対策を実施して、原子力安全の向上を目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ リスクマネジメントのセルフアセスメントで抽出された課題への対応 ◇ 気付き力の向上評価 ◇ リスクマネジメントに関連する教育の実施 ◇ 気付き力向上施策の実施（マネジメントオブザベーション（MO）に係るトレーニングの実施） |
| 3.常に問いかける姿勢を持って、品質マネジメントシステムを継続的に改善する。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 新規規制基準に係る保安規定の変更申請内容への適切な対応 |
| 4.教育・訓練を確実に実施して、個人および組織全体の建設、運転・保守、廃止措置、緊急時における技術の継承を図るとともに、対応能力の向上を目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 緊急時対策要員に必要となる力量付与訓練の実施 ◇ 緊急時対策要員に必要となる成立性確認訓練の実施 |

●施設管理目標

| 施設管理の実施方針 | 具体的方策 |
|---|---|
| 1.常に問いかける姿勢を持ち、品質マネジメントシステムを人から押し付けられたものでなく、自分たちのルールとして改善を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 新規制基準設備の点検計画案の作成 ◇ 3号機設備の点検計画案の作成 ◇ 再稼働前の系統、機器の健全性評価の管理 |
| 2.経営層、電源事業本部と発電所および発電所各課間での意思疎通を図り、報告する文化を育て、風通しの良い職場を創る。 | ◇ 新規制対応工事の計画的な実施 |
| 3.関係会社、協力会社と協働し一体となって、より高度な施設管理を達成する。 | ◇ 不適合未満の設備不具合に対する確実な対応 |

●原子力安全文化醸成活動目標

| 原子力安全文化醸成方針 | 安全文化10Traits | 具体的方策 |
|--------------|--------------|---|
| 1.安全最優先の組織風土 | 安全に関する責任 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「コンプライアンス推進計画書」に基づく活動の実施 ◇ マニュアル整理に伴うルール認識の向上確認 ◇ 安全文化講演会の聴講 |
| | 意思決定 | — |
| | 強いリーダーシップ | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 管理職によるマネジメントオブザベーション（MO）の実施 ◇ 協力会社表彰申請の啓発活動 ◇ 発電所員表彰申請の啓発活動 |
| 2.継続的改善 | 常に問いかける姿勢 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 業務点検活動の実施 ◇ 職場話し合い研修の実施（委託管理に関する研修、適切な発注業務に係る教育を含む）（継続的学習と共通） ◇ 行動基準の策定、振り返りの実施（継続的学習と共通） ◇ 転入者および新入社員に対する研修（継続的学習と共通） |
| | 継続的学習 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 職場話し合い研修の実施（委託管理に関する研修、適切な発注業務に係る教育を含む）（常に問いかける姿勢と共通） ◇ 行動基準の策定、振り返りの実施（常に問いかける姿勢と共通） ◇ 転入者および新入社員に対する研修（常に問いかける姿勢と共通） |
| | 問題の把握と解決 | — |
| | 作業プロセスの維持 | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 官庁等への手続きの確実な実施 ◇ 判読性の低いQMS文書の改善 ◇ 作業前ミーティングの確実な実施 ◇ 運転経験情報を活用した作業着手前打合せの実施 |

| 原子力安全文化醸成方針 | 安全文化10Traits | 具体的方策 |
|----------------|--------------|--|
| 3.コミュニケーションの充実 | 良好なコミュニケーション | ◇ 安全性の意識向上に向けた発電所ファンダメンタルズの活用方法の発信 ◇ 役員と発電所員との意見交換（尊重し合う職場環境と共通） ◇ お客さま視点の価値観を認識する機会拡大 |
| | 問題提起できる環境 | — |
| | 尊重し合う職場環境 | ◇ 発電所長・副所長との意見交換会の実施 ◇ 役員と発電所員との意見交換（良好なコミュニケーションと共通） |

4. 原子力発電所の運転に関する業務

○目的

原子力施設の安全確保のために必要な業務*に関しては、原子力施設の安全を達成・維持するため、QMS文書に業務の実施計画を定め、QMS文書に従い実施しています。

※原子力施設の安全確保のために必要な業務：『運転管理』、『燃料管理』、『放射性廃棄物管理』、『放射線管理』、『緊急時の措置』、『廃止措置管理』など。

○主な活動実績

●島根2号機の運転実績

| | 2022年度 |
|---------------|--------|
| 発電電力量(百万 kWh) | 0 |
| 設備利用率(%) | 0.0 |

設備利用率 = 発電電力量 / (許可出力 × 暦時間数) × 100

(注意) 定格熱出力一定運転により、設備利用率が100%を超える場合があります。

●使用済燃料貯蔵実績

原子力発電では、天然ウランを製錬、濃縮したウラン燃料（ペレット）を使用しています。

燃料は、ペレットを金属管に詰めた燃料棒の集合体にして、原子炉内で4年から5年間燃やされます。

| 号機 | 貯蔵容量 | 項目 | 2022年度※1 |
|-----|--------|-----|----------|
| 1号機 | 1,140体 | 発生量 | 0体 |
| | | 搬出量 | 0体 |
| | | 貯蔵量 | 722体 |
| 2号機 | 3,518体 | 発生量 | 0体 |
| | | 搬出量 | 0体 |
| | | 貯蔵量 | 1,956体 |
| 合計 | 4,658体 | 貯蔵量 | 2,678体 |

※1 燃料集合体の数量を示す。

●使用済燃料輸送実績

使用済燃料は、ウラン、プルトニウムを含んだ有用なエネルギー資源です。発電所では、再処理するまでの間適切に貯蔵するほか、一部は日本原燃(株)、(独)日本原子力研究開発機構、海外の核燃料再処理施設へ輸送しています。

| 号機 | 輸送先 | 2022年度※2 |
|-----|----------------|----------|
| 1号機 | 日本原燃(株) | 0体 |
| | (独)日本原子力研究開発機構 | 0体 |
| | 英国：NDA | 0体 |
| | フランス：Orano社 | 0体 |
| 2号機 | 日本原燃(株) | 0体 |
| | (独)日本原子力研究開発機構 | 0体 |
| | 英国：NDA | 0体 |
| | フランス：Orano社 | 0体 |

※2 燃料集合体の数量を示す。

●放射性廃棄物処理実績

◀放射性気体・液体廃棄物▶

放射性物質を含んだ気体・液体の廃棄物は発電所建物内の廃棄物処理設備で安全に処理し、一部については安全を確認したうえで放出します。

| 廃棄物の種類 | | 放出管理目標値 | 2022年度 |
|-----------------|-----|-----------------------------|--------|
| 気体廃棄物 | 希ガス | 年間： 4.0×10^{14} Bq | ND |
| | ヨウ素 | 年間： 2.2×10^{10} Bq | ND |
| 液体廃棄物（トリチウムを除く） | | 年間： 3.7×10^{10} Bq | ND |

注：ND：検出下限値未満

- ・希ガス： 2×10^{-2} Bq/cm³ 未満
- ・よう素 131： 7×10^{-9} Bq/cm³ 未満
- ・よう素 133： 7×10^{-8} Bq/cm³ 未満
- ・液体廃棄物： 2×10^{-2} Bq/cm³ 未満（⁶⁰Co に対する値を代表として示す）

《放射性固体廃棄物》

発電所で発生した固体廃棄物は、発電所内の固体廃棄物貯蔵所で適切に保管しています。

- ・固体廃棄物 = 発電所で使用したフィルターや作業に使った紙、布等を圧縮・焼却したものをドラム缶に詰めたもの。低レベル放射性廃棄物。

| | 2022 年度※3 |
|--------------|-----------|
| 発生量 | 2,822 |
| 焼却等減容量 | 1,814 |
| 搬出減少量 | 0 |
| 年度未保管量 | 37,488 |
| 保管容量 | 45,500 |
| 日本原燃(株)への搬出量 | 0 |

※3 : 200 リットルドラム缶相当本数

《高レベル放射性廃棄物》

海外で使用済燃料を再処理した後、発生した高レベル放射性廃棄物は、ガラス固化体にして、順次日本に返還され、青森県六ヶ所村にある日本原燃（株）の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに貯蔵しています。

| | 2022 年度※4 |
|-------|-----------|
| 返還本数 | 0 本 |
| 再処理工場 | - |

※4 ガラス固化体の数量を示す。

●放射線量管理

原子力発電所で働く人は放射線業務従事者に指定され、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づき法令に定められた線量限度（100 ミリシーベルト/5 年、かつ 50 ミリシーベルト/年）を超えないよう厳重に管理しています。

| 項目 | 2022 年度 | |
|-------------------|---------|-------|
| 放射線業務従事者数 (人) | 社員 | 490 |
| | 社員外 | 2,416 |
| | 合計 | 2,906 |
| 総線量 (人・シーベルト) | 社員 | 0.00 |
| | 社員外 | 0.13 |
| | 合計 | 0.13 |
| 平均線量 (ミリシーベルト) | 社員 | 0.0 |
| | 社員外 | 0.1 |
| | 合計 | 0.0 |

●トラブル事象

「電気事業法」「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき報告するものは、機器の故障等による原子炉の計画外停止、基準を超える放射性物質の漏えいなどのトラブルが対象となっています。

《島根 1、2 号機のトラブル件数》

| 号機 | 2022 年度 |
|------|---------|
| 1 号機 | 0 件 |
| 2 号機 | 0 件 |

●原子力防災対策

原子力災害の発生を未然に防止するための安全対策を鋭意進めるとともに、原子力災害発生時の対応能力の向上を目的とした訓練等の継続的な実施や関係自治体との連携強化など、原子力防災対策にも積極的に取り組んでいます。

原子力防災対策の継続的改善（2023年1月の報告の概要）については、以下のとおりです。

前回報告（2022年1月）からの主な変更点

| 項目 | 変更内容 |
|---|--|
| 第1章 I. 4. 事故収束活動に係る要員の力量 （教育・訓練等の取組状況）（1/2） | <ul style="list-style-type: none"> 発電所の緊急時対策要員の対応能力向上を図るための教育・訓練について、活動状況を更新しました。 |
| 第1章 I. 5. 更なる事故収束活動の充実・強化 （1/6、2/6、3/6、6/6） | <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応訓練を通じて改善事項について更新しました。 原子力災害時オンサイト医療に係る体制の構築と充実化について追記しました。 |
| 第1章 I. 6. 2022年度原子力防災訓練（総合訓練）の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 2022年11月15日（火）に実施した2022年度原子力防災訓練（総合訓練）の実施状況を追記しました。 |
| 第1章 II. 3. 原子力緊急事態支援組織の活動状況 | <ul style="list-style-type: none"> 美浜原子力緊急事態支援センターにおける訓練実績を更新しました。 |
| 第2章 I. 4. 地域のみなさまに円滑に避難いただくための取り組み（1/2、2/2） | <ul style="list-style-type: none"> 2021年9月に国の原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」等の検討・協議を通じて充実を図った事項を踏まえて記載を更新しました。 |
| 第2章 I. 10. 西日本5社による相互協力の活動状況 | <ul style="list-style-type: none"> 西日本5社の相互協力の取り組みについて、活動状況を更新しました。 |

その他、情報の最新化、記載の見直しを行いました。

原子力防災対策への取り組みの詳細については、下表より当社ホームページを参照願います。上記の内容は「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて（2023年1月報告）を参照願います。

| | 当社ホームページ |
|--|---|
| 原子力防災対策への取り組み | https://www.energia.co.jp/anzen_taisaku/bousai_torikum/i/index.html |
| 「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて（2023年1月報告） | https://www.energia.co.jp/anzen_taisaku/bousai_torikum/i/pdf/bousai_torikumi_202301.pdf |

●島根原子力発電所の安全対策

島根原子力発電所の安全対策の進捗状況は以下のとおりで、計画的に進めています。

【2022年6月のお知らせ内容】

- ・共通 土石流および送電線の垂れ下がり発生時の移動経路を確保するため、連絡通路の設置工事を進めています。
- ・2号機 重大事故時の環境下でも原子炉格納容器内の温度等を測定することができるよう、追加計器等の設置工事を進めています。

【2022年10月のお知らせ内容】

- ・2号機 原子炉建物大物搬入口の耐震性を確保するため、建物外壁から張り出した躯体を撤去し、新たに外扉を設置しました。
- ・2号機 炉心が損傷し、ブローアウトパネルが開放している状態において、開口部を閉止し、原子炉建物の気密性を確保するためのブローアウトパネル閉止装置の設置工事を進めています。

【2022年12月のお知らせ内容】

- ・2号機 重大事故時等に原子炉格納容器から原子炉建物へ水素が漏えいした場合に備え、水素放出設備(ブローアウトパネルを手動で開放するための装置)を設置しました。
- ・共通 重大事故の発生を想定した、原子力総合防災訓練を実施しました。

【2023年3月のお知らせ内容】

- ・2号機 工事計画認可後に予定している使用前事業者検査のうち、認可前においても実施できる検査を先行して実施します。
- ・共通 津波漂流物衝突を想定した防波壁の健全性確保に万全を期すための津波漂流物対策工事を進めています。

東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策の実施状況の詳細については、下表より当社ホームページを参照願います。

| | 当社ホームページ |
|-----------------|---|
| 島根原子力発電所の安全対策 | https://www.energia.co.jp/anzen_taisaku/index.html |
| 安全対策の実施状況のトピックス | https://www.energia.co.jp/anzen_taisaku/taisaku/index.html |

● 1号機廃止措置の実施状況

1号機廃止措置の実施状況は計画どおり進めており、特記事項はありません^{※1}。

1号機の廃止措置計画の概要および廃止措置の実施状況の詳細については、下表より当社ホームページを参照願います。

※1 2022年3月29日に原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の開始時期について、2022年度から2023年度へ1年延期しており、また、2023年2月22日にお知らせしたとおり、2023年度当初からではなく2023年度内の開始となる予定です。現状において、廃止措置全体工程への影響はありませんが、状況等を踏まえて、必要により原子炉本体周辺設備等解体撤去期間以降の廃止措置計画について精査してまいります。

| | 当社ホームページ |
|------------------------------|---|
| 廃止措置計画の概要 | https://www.energia.co.jp/atom_haishi/gaiyou/index.html |
| 廃止措置の実施状況 | https://www.energia.co.jp/atom_haishi/jisshijyoukyou/index.html |
| 原子炉本体周辺設備等解体撤去期間の開始時期の延期について | https://www.energia.co.jp/atom_info/press/2022/13851.html |
| 廃止措置計画に係る今後の対応について | https://www.energia.co.jp/atom_info/info/2023/14564.html |

5. 請負・委託

○目的

原子力安全を達成するためには、協力会社（調達先）から提供される調達製品や作業における品質も確かなものでなければなりません。そのためには、協力会社との互惠関係を創造することが重要であり、島根原子力発電所では協力会社とのコミュニケーションの場として会議体を設置し、情報共有を図っています。

また、協力会社への定期的な社外監査の実施により、協力会社の品質マネジメントシステムや品質保証活動について確認を行っています。

○活動実績

●安全協議会と専門部会

中国電力と構内常駐の協力会社で構成し、災害防止と健康の保持増進を図ることを目的として安全協議会を設置しています。なお、安全協議会の下部組織として次の3つの専門部会を設置し、具体的事項の審議・協議および諸活動を行っています。

| 会議体 [開催頻度] | 安全協議会および専門部会での主な活動 | 2022 年度 |
|--|---|-------------------|
| 安全協議会 [1回/月] | <ul style="list-style-type: none"> ○協議会活動の方針・年度計画の審議 ○安全衛生諸施策およびその実施に関する事項の審議 ○安全衛生教育の実施に関する事項の審議 ○放射線管理に関する事項の審議 ○災害時対応に関する事項の審議 ○原子力安全文化の醸成に関する事項の審議 ○その他、以下の協議事項の審議 <ul style="list-style-type: none"> ・外部放射線量等、作業環境測定の実施およびその結果に基づく作業環境の改善に関する事項 ・放射線業務に係る安全衛生教育の実施方法に関する事項 ・事故時の避難、その他の措置に関する事項 ・事故事例および再発防止に関する事項 他 | 12回 |
| 放射線管理部会 [1回/月(定検時 1回/週 ^{*1})] | <ul style="list-style-type: none"> ○放射線管理に関する規定の周知 ○被ばく線量の低減化の方策に関すること ○災害時の対応と再発防止 ○放射線管理に関する教育の実施 ○その他放射線管理に関する諸施策 | 12回 |
| 作業安全管理部会 [1回/月(定検時 1回/週 ^{*1})] | <ul style="list-style-type: none"> ○各種工事に関する安全諸施策の実施 ○各種工事に関する安全教育の実施 ○関係請負人が持ち込む機械、器具等の管理に関する諸施策の実施 ○災害時の対応と再発防止 ○その他各種工事の安全に関する必要な連絡調整 | 23回 ^{*2} |
| 衛生管理部会 [1回/月] | <ul style="list-style-type: none"> ○衛生諸施策の実施 ○衛生教育の実施 ○災害時の対応と再発防止 ○その他衛生に関する必要な連絡調整 | 12回 |

※1 定検時の開催頻度は原則を記載しており、定期事業者検査の状況（定期事業者検査の長期化による主要工事の終了）により各部会で開催を判断しているため実施回数に差がある。

※2 運用として2回/月実施。ただしコロナの影響で7月開催は1回。

●品質保証連絡会の開催

定期事業者検査期間中の品質保証活動に関する事項について、定期的に品質保証連絡会を開催し、品質保証に関し協力会社と情報共有を図っています。

| 会議体 [開催頻度] | 品質保証連絡会での主な活動 | 2022年度 |
|--------------------------------------|--|--------|
| 品質保証連絡会 [定検時 1回/週 ^{※2}] | ○調達上の要求事項に係る情報共有（品質保証仕様書等改正時の説明など） ○不適合事象や調達先不適合について紹介 ○協力会社の品質保証活動の取り組みについて紹介 | 4回 |

※2 定検時の開催頻度は原則を記載しており、定期事業者検査の状況（定期事業者検査の長期化による主要工事の終了）により連絡会で開催を判断している。

●協力会社への監査

原子力発電設備の重要な機器について工事発注（物品の発注含む）している協力会社（4社）および保安活動上重要な定例業務を委託している協力会社（2社）に対して、定期的（1回/3年）または必要と判断した場合に社外監査を行っています。また、上記以外の協力会社については、当社が必要と認めた時に監査を行っています。

| | 2022年度 |
|------|--------|
| 定例監査 | 2回 |
| 臨時監査 | 1回 |

6. 島根原子力発電所 品質保証活動に係る体制

○目的

原子力施設の安全確保のために必要な業務を確実に実施するため、図 1 および図 2 に示す「島根原子力発電所 品質保証活動に係る体制」を構築しています。

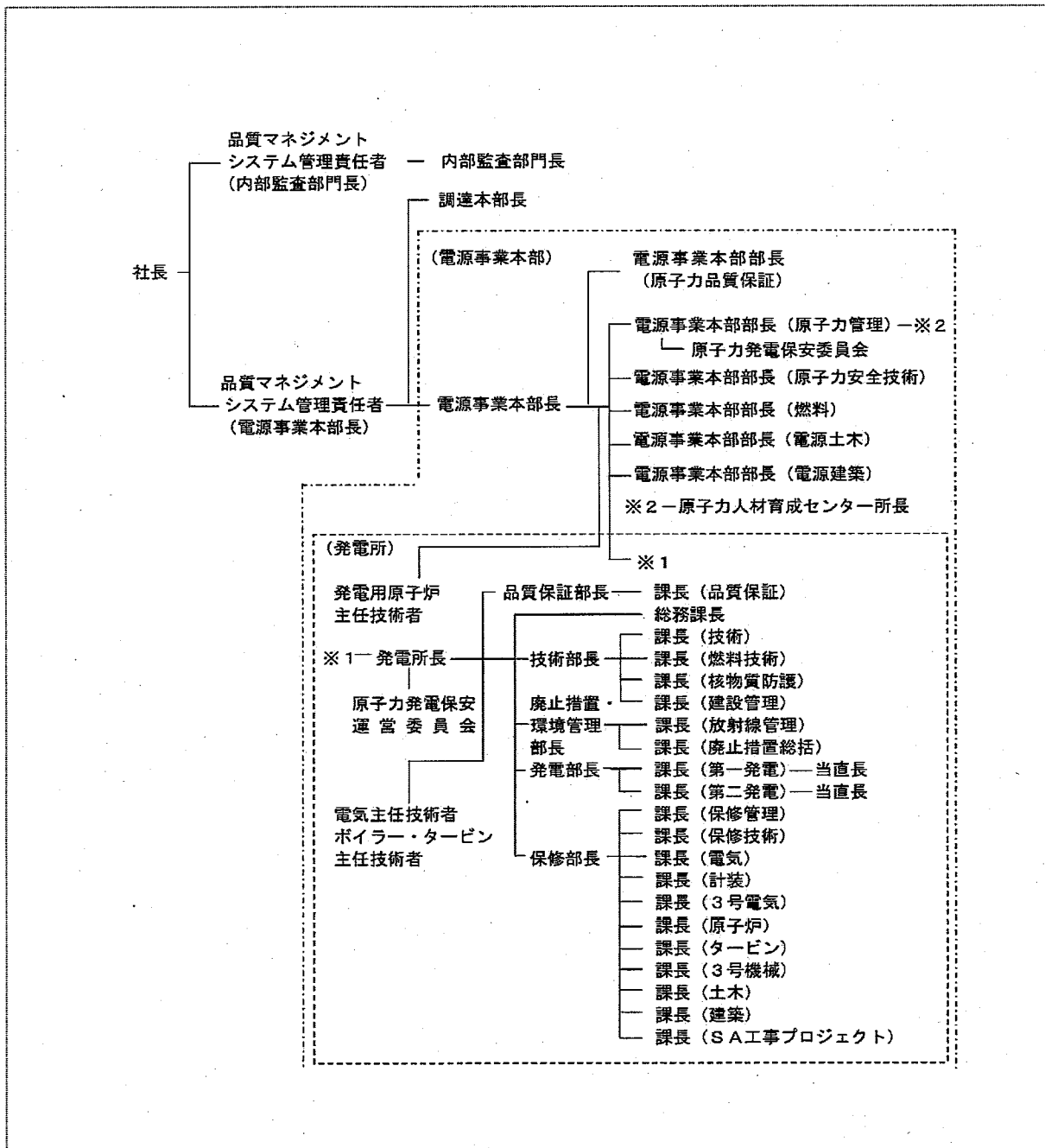


図 1. 島根原子力発電所 品質保証活動に係る体制 <2号炉および3号炉>

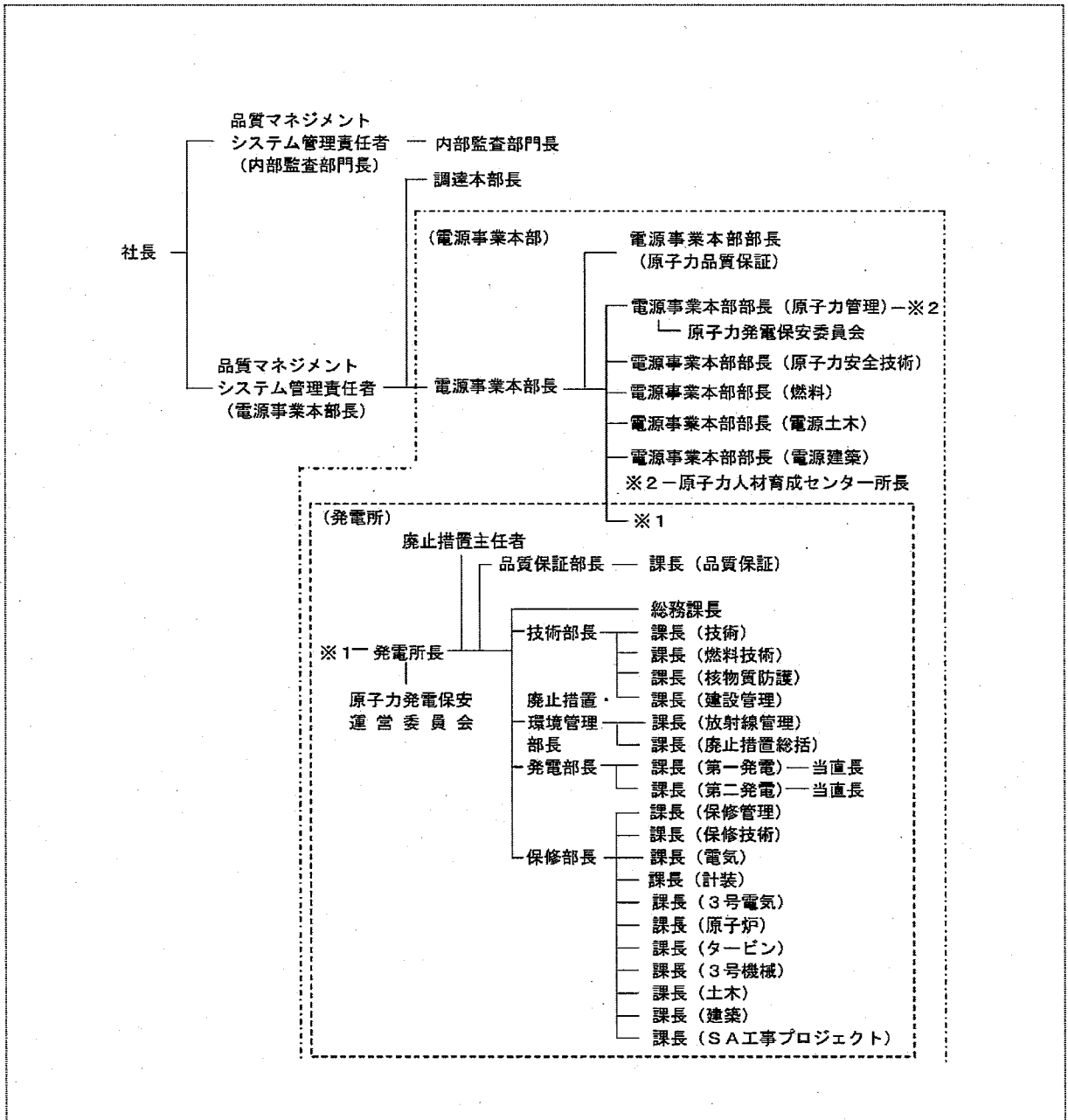


図2. 島根原子力発電所 品質保証活動に係る体制<1号炉>

7. 教育・訓練

○目的

原子力発電所を運営管理するため、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、業務を遂行するために必要な知識や技能を習得するため、教育・訓練を実施しています。

○活動実績

保安規定に基づいて行う保安教育は、別紙 1 の計画に従い適切に実施しており、特記事項はありません。

8. 定期事業者検査

○目的

定期事業者検査は、法律（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）で規定する施設（特定発電用原子炉施設）の技術基準への適合性を電気事業者（電力会社）が定期的に確認する検査をいいます。

○活動実績

●定期事業者検査の状況

1号機および2号機の定期事業者検査については、計画どおり進んでおり、特記事項はありません。

定期事業者検査実績の詳細については、下表より当社ホームページを参照願います。

| | 当社ホームページ |
|-----------|---|
| 定期事業者検査実績 | https://www.energia.co.jp/atom/atom7.html |

9. 内部監査

○目的

原子力部門（図 1 または図 2 で - - - - により示す範囲）とは別組織である内部監査部門（図 1 または図 2 参照）が品質マネジメントシステム全般の監査（原子力安全管理監査）を行い、島根原子力発電所の各組織は監査結果を踏まえ必要な改善を図っています。

○活動実績

2022年度は原子力安全管理監査を4件のテーマ単位で行っています。

なお、監査結果として所見（不適合事項、改善要望事項、提言事項）※1が検出された場合は、「10. 不適合管理」の状態報告として必要な処置を行います。

※1 監査結果の所見

- ・不適合事項：要求事項に適合しない事項
- ・改善要望事項：不適合ではないが、そのまま放置すると不適合または品質上の問題に発展するおそれのある事項で、品質マネジメントシステムを効果的に実施し、維持するために改善することが強く望まれる事項
- ・提言事項：品質マネジメントシステムのプロセスの中で、その計画どおりの結果を達成するための実効性を高める事項で改善の機会として伝える事項

●監査件名：[基本監査事項] 主要業務監査「燃料管理」

| | |
|--------|-----------------------------|
| 実施時期 | 2022年5月9日～9月16日 |
| 監査対象箇所 | 技術部（燃料技術） 発電部（第一発電、第二発電） |

| | |
|------|---|
| | 保守部（電気、計装、原子炉） 廃止措置・環境管理部（放射線管理） |
| 監査結果 | 監査で確認した範囲において、監査基準に適合し、業務においても実効的に実施されていると評価した。 不適合事項、改善要望事項、提言事項は検出しなかった。 |

● 監査件名：〔基本監査事項〕主要業務監査「放射性廃棄物管理」

| | |
|--------|---|
| 実施時期 | 2022年5月9日～9月16日 |
| 監査対象箇所 | 技術部（燃料技術） 発電部（第一発電、第二発電） 保守部（計装、原子炉） 廃止措置・環境管理部（放射線管理） |
| 監査結果 | 監査で確認した範囲において、監査基準に適合し、業務においても実効的に実施されていると評価した。 不適合事項、改善要望事項、提言事項は検出しなかった。 |

● 監査件名：島根2号機の再稼働に向けた取り組みの実施状況

| | |
|--------|---|
| 実施時期 | 2022年5月9日～2023年1月20日 |
| 監査対象箇所 | 島根原子力発電所の各組織 |
| 監査結果 | 監査で確認した範囲において、監査基準に適合し、業務においても実効的に実施されていると評価した。 不適合事項、改善要望事項、提言事項は検出しなかった。 |

● 監査件名：〔基本監査事項〕システム監査（業務の運営状況）

| | |
|--------|---|
| 実施時期 | 2022年8月29日～2023年1月20日 |
| 監査対象箇所 | 島根原子力発電所の各組織 |
| 監査結果 | 監査で確認した範囲において、監査基準に適合し、業務においても実効的に実施されていると評価した。 〔提言事項3件〕 ・「島根原子力発電所 不適合等管理手順書」における特別採用に関する記載箇所の適切化 ・「島根原子力発電所 不適合等管理手順書」における原因分析の選定の適切化 ・力量認定が必要な業務における力量変更時の理由の明確化 |

10. 不適合管理

○目的

業務・原子力施設において、あるべき状態とは異なる状態（以下、「状態報告」という。）が発生した場合、不適合判定検討会にて協議し、業務・原子力施設の要求事項を満たしていないと判定されたものは、その状態が放置されることを防ぐため正常な状態と区分するとともに、必要な処置を行い本来のあるべき状態に戻します。

また状態報告の情報については、集約し、更なる改善に活用できるよう分析・評価を行っています。

○活動実績

●不適合管理グレード毎の内訳件数

| 不適合管理グレード | 2022年度 |
|-----------|--------|
| A | 0件 |
| B | 0件 |
| C | 33件 |
| D | 409件 |
| 合計 | 442件 |

島根原子力発電所における不適合情報の詳細および活動実績については、下表より当社ホームページを参照願います。

| | |
|-------------------|---|
| 島根原子力発電所における不適合情報 | https://www.energia.co.jp/atom/shimane_jyouthou/jyouthou_syochi.html |
|-------------------|---|

●保安規定違反事項に係る改善措置の実施状況

(1) “点検不備”に係る再発防止対策については、アクションプランに従い適切に実施しています。

各アクションプランの詳細については、下表より当社ホームページを参照願います。

| | 当社ホームページ |
|-------------|---|
| 点検不備に係る取り組み | https://www.energia.co.jp/tenken/shimane/torikumi.html |

(2) “低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題（以下、「LLW流量計問題」という）および“サイトバンカ建物の巡視業務の未実施”に係る再発防止対策については、手順書等へ反映し、日常業務の仕組みの中で適切に実施しています。

なお、“LLW流量計問題”および“サイトバンカ建物の巡視業務の未実施”に関連する不適合事象および改善事項はありませんでした。

【保安規定違反事項の概要】

●点検不備

<ニューシア 原子力施設情報公開ライブラリー 報告書番号：2009-中国-M003 Rev.3>

| | |
|------------|---|
| 《事象発生日》 | 2010年1月22日 |
| 《事象発生時の状況》 | <p>平成22年1月22日に開催した「島根原子力発電所不適合管理検討会^(注1)」において、「点検計画表^(注2)」では島根1号機第26回定期検査で点検したこととなっていた「高圧注水系蒸気外側隔離弁駆動用電動機」が、実際には点検されておらず、点検期間を超過して使用していたことが報告された。</p> <p>他にも同様の事象がないか、島根原子力発電所1、2号機の機器のうち、重要度の高い^(注3)ものについて至近の点検実績を調査したところ、弁の分解やヒューズの取替えなど、当該電動機も含め合計123件（1号機74件、2号機49件）の機器について、自ら定めた点検計画どおりに点検されてい</p> |

ないことを確認した。

その後、総点検を行い最終的に点検周期を超過している機器が 511 機器あったことを確認した。

(注 1) 不適合管理検討会

不適合か否かの判定、グレードの選定や処置内容に迷う場合に、その内容について協議するため必要の都度開催していた検討会。

(注 2) 点検計画表

島根原子力発電所の発電設備に対して、当社が定めた点検内容、点検頻度、点検実施時期および点検実績、定期事業者検査の有無を記載する表。島根 1 号機は平成 18 年 4 月、島根 2 号機は平成 17 年 10 月に制定した。

(注 3) 重要度の高い設備

「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定）」におけるクラス 1 および 2 に分類される機能を有する系統の構成設備。

●低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題

<ニューシア 原子力施設情報公開ライブラリー 報告書番号：2015-中国-M001 Rev.5>

《事象発生日》 2015 年 6 月 22 日

《事象発生時の状況》

島根原子力発電所において発生した低レベル放射性廃棄物（以下「LLW」という）の搬出に先立ち、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という）により実施された監査において、ドラム缶にモルタル充填する際に用いる添加水流量計 2 台の校正記録の写しが不正に作成された事実が判明しました。

また、そのことに至る過程で、添加水流量計ほか計 3 台の流量計について、メーカーによる校正の正式な発注手続きが行われていなかった事実、メーカー代理店から不調があるとして戻ってきた校正が未実施の添加水流量計およびモルタル充填流量計の計 2 台を固型化設備に取り付け、固型化設備を運転していた事実が判明しました。

●サイトバンカ建物の巡視業務の未実施

<ニューシア 原子力施設情報公開ライブラリー 報告書番号：2019-中国-M002 Rev.4>

《事象発生日》 2020 年 2 月 18 日

《事象発生時の状況》

協力会社に委託しているサイトバンカ建物の放射線管理区域における巡視業務に関して、2020 年 2 月 16 日の巡視業務が実施されていない旨の報告を受けた。

サイトバンカ建物の巡視業務は、非管理区域および管理区域を巡視すべきところを、管理区域については入域をしないまま巡視をしたとする報告を行ったものである。

2 月 18 日に、協力会社の放射線管理部門が 2 月 16 日の管理区域への入域実績を確認し、巡視員の入域が確認できなかったため、改めて事実を確認したところ、本事案が判明した。

当該管理区域においては、当日設備の異常等の警報は発生しておらず、また、翌日（2 月 17 日）に別の巡視員が巡視を行い、設備に異常がないことを確認している。

11. マネジメントレビュー

○目的

マネジメントレビューは品質方針および品質目標の達成度合いを評価することにより、方針や目標が形骸化するのを防ぎ、かつ、品質マネジメントシステムの実効性を継続して維持できるようにすることを目的として、トップマネジメント（社長）がレビューを行っています。（マネジメントレビューの一連の流れは（インプット⇒マネジメントレビュー⇒アウトプット）は、「主な品質保証活動の業務プロセス関連図」参照）

当社では、マネジメントレビューに関して品質マネジメントシステムの実効性に関する分析・評価を期首に（原則 6 月）、原子力安全文化醸成活動に関する分析・評価を期末（原則 2 月）に実施しています。

○活動実績

- 2021 年度実績の品質マネジメントシステムの実効性に関する分析・評価結果をとりまとめ、2022 年 6 月 22 日に社長に報告を行いました。本マネジメントレビューにおけるアウトプット（改善指示）はありませんでした。
- 2022 年度実績の原子力安全文化醸成活動に関する分析・評価結果をとりまとめ、2023 年 3 月 13 日に社長に報告を行いました。本マネジメントレビューにおけるアウトプット（改善指示）は以下のとおりです。

| アウトプット（改善指示） | 具体的取り組み |
|--|---|
| 島根 2 号機再稼働に向けた事業者検査等の本格化や 2 号機特重・3 号機の審査対応が続く中、業務の抱え込み防止と問題の共有化のため、コミュニケーション向上に資する活動を次年度活動方針に織り込み、確実に取り組むこと。 | コミュニケーションの活性化等、業務の抱え込みや重圧感の分散・軽減に資する施策を継続して検討・実施する。 |

島根原子力発電所の教育訓練実績(2022年度) その1:運転員以外対象

(単位:人)

| 保安教育の内容(保安規定) | | | | 実施時期 (教育訓練手順書) | 2022年度 教育訓練者数 | |
|-------------------|---|---|--|--|------------------|-----|
| 大分類 | 中分類 | 小分類 (項目) | 内容 | | 実績 | 計画 |
| 入所時に実施 する教育 | 関係法令および保安規定の遵守に関する事 | 原子炉等規制法 | 原子炉等規制法に関連する法令の概要ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事 | 入所後 1週間程度 | 381 | —* |
| | 原子炉施設の構造、性能に関する事 | 設備概要、 主要系統の機能 | 原子炉のしくみ ・原子炉容器等主要機器の構造に関する事 ・原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関する事 | | | |
| | 原子炉施設の廃止措置に関する事 | 廃止措置計画 | 廃止措置の概要に関する事 | | | |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関する事 | | 非常の場合に講ずべき処置の概要 | | | |
| 放射線業務 従事者教育 | 関係法令および保安規定の遵守に関する事 | | 法令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係事項 | 管理区域内において核 燃料物質もしくは使用 済燃料またはこれらに よって汚染された物を 取り扱う業務に就かせ る時 | 90 | —* |
| | 原子炉施設の構造、性能に関する事 | 設備概要、 主要系統の機能 | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関する事 | | | |
| | 放射線管理に関する事 | | ・原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの方法 ・管理区域への立入りおよび退去の手順 ・外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ・電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える影響 | | | |
| | 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 | | 核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法・順序 | | | |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関する事 | | 異常な事態が発生した場合における応急措置の方法 | | | |
| その他 反復教育 | 関係法令および保安規定の遵守に関する事 | 原子炉施設保安規定 | 保安規定(総則、品質保証、体制および評価、保安教育、記録および報告)に関する事ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事 | 3年間で対象者 全員が受講 | 158 | 59 |
| | 原子炉施設の運転に関する事 (原子炉施設の廃止措置の運用に関する事) | 運転管理 (廃止措置管理) | ・臨界管理に関する事 ・運転上の留意事項に関する事、通則に関する事 ・運転上の制限に関する事 ・異常時の措置に関する事 (通則、施設運用上の基準に関する事) | 3年間で対象者 全員が受講 | 128 | 98 |
| | | 施設管理 | 施設管理計画に関する事 | 3年間で対象者 全員が受講 | 156 | 140 |
| | 放射線管理に関する事 | 放射線管理 | ・管理区域への出入り管理等、区域管理に関する事 ・線量限度等、被ばく管理に関する事 ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事 ・管理区域外への移動等物品移動の管理に関する事 ・協力会社等の放射線防護に関する事 | 3年間で対象者 全員が受講 | 140 | 125 |
| | | | 放射線測定器の取扱い | 3年間で対象者 全員が受講 | 13 | 12 |
| | 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 | 放射性廃棄物管理 | 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事 | 3年間で対象者 全員が受講 | 167 | 150 |
| | | 燃料管理 | ・燃料管理における臨界管理 ・燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関する事 | 3年間で対象者 全員が受講 | 50 | 36 |
| 非常の場合に講ずべき処置に関する事 | | 緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事 (アクシデントマネジメント対応を含む) | 3年間で対象者 全員が受講 | 198 | 130 | |

※本教育については、人事異動等に伴って実施する教育であるため、計画者数は無し。

島根原子力発電所の教育訓練実績(2022年度) その2:運転員対象

(単位:人)

| 保安教育の内容(保安規定) | | | | 実施時期 (教育訓練手順書) | 2022年度 教育訓練者数 | | |
|---------------|---------------------------------------|------------------------------|---|-------------------|------------------|--------------|--------------|
| 大分類 | 中分類 | 小分類(項目) | 内容 | | 実績 | 計画 | |
| その他 反復教育 | 関係法令および保安規定の遵守に関する事 | 原子炉施設保安規定 | ・保安規定(総則、品質保証、体制および評価、保安教育、記録および報告に関する規則の概要)に関する事ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事 ・保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録 | 3年間で対象者全員が受講 | 73 | 64 | |
| | 原子炉施設の運転に関する事 (原子炉施設の廃止措置の運用に関する事) | 運転管理 (廃止措置管理) | 原子炉物理・臨界管理 | | 3年間で対象者全員が受講 | 73 | 64 |
| | | | 運転管理Ⅰ(廃止措置管理Ⅰ) 運転管理Ⅱ(廃止措置管理Ⅱ) 運転管理Ⅲ(廃止措置管理Ⅲ) | | 3年間で対象者全員が受講 | 73 | 64 |
| | | | 巡視点検・定期的検査Ⅰ(巡視・定期的検査Ⅰ) 巡視点検・定期的検査Ⅱ(巡視・定期的検査Ⅱ) | | 3年間で対象者全員が受講 | 16 | 6 |
| | | | 異常時対応(現場機器対応) 異常時対応(中央制御室内対応) 異常時対応(指揮、状況判断) | | 6回/年 | 493 (延人数) | 448 (延人数) |
| | 運転訓練 | シミュレータ訓練Ⅰ (直員連携研修) | | 1回/年 | 71 | 64 | |
| | | シミュレータ訓練Ⅱ (再研修) | | 1回/年 | 28* | 29 | |
| | | シミュレータ訓練Ⅲ (当直管理者研修) | | 1回/年 | 13 | 13 | |
| | | シミュレータ訓練Ⅲ (BTC上級) | | 3年間で対象者全員が受講 | 6 | 6 | |
| | 施設管理 | 施設管理計画に関する事Ⅰ 施設管理計画に関する事Ⅱ | | 3年間で対象者全員が受講 | 12 | 2 | |
| | 放射線管理に関する事 | 放射線管理 | ・管理区域への出入管理等、区域管理に関する事 ・線量限度等、被ばく管理に関する事 ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事 ・管理区域外への移動等、物品移動の管理に関する事 ・協力会社等の放射線防護に関する事 | 3年間で対象者全員が受講 | 13 | 3 | |
| | | | 放射線測定器の取扱い | 3年間で対象者全員が受講 | 73 | 64 | |
| | 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 | 放射性廃棄物管理 | 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事 | 3年間で対象者全員が受講 | 73 | 64 | |
| | | 燃料管理 | ・燃料の臨界管理に関する事 ・燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関する事 | 3年間で対象者全員が受講 | 14 | 4 | |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関する事 | | 緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事 (アクシデントマネジメント対応を含む) | 3年間で対象者全員が受講 | 73 | 64 | |

※人事異動に伴う必須受講者の減少による差異

島根原子力発電所の教育訓練実績(2022年度) その3: 協力会社従業員対象

(単位:人)

| 保安教育の内容(保安規定) | | | | 実施時期 (教育訓練手順書) | 2022年度 教育訓練者数 | |
|----------------|---|----------------------------|--|--|------------------|-----|
| 大分類 | 中分類 | 小分類 (項目) | 内容 | | 実績 | 計画 |
| 入所時に実施 する教育 | 関係法令および保安規定 の遵守に関する事 | 原子炉等規制法、 原子炉施設保安規定 | 原子炉等規制法に関連する法令の概要ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事 | 入所後 1週間以内 | 4181 | —※ |
| | 原子炉施設の構造・性能 に関する事 | 設備概要、 主要系統の機能 | 作業上の留意事項(作業安全に関する事) 原子炉のしくみ ・原子炉圧力容器等主要機器の構造に関する事 ・原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関する事 | | | |
| | 原子炉施設の廃止措置に関する事 | | 廃止措置の概要 | | | |
| | 非常の場合に講ずべき処置に関する事 | | 非常の場合に講ずべき処置の概要 | | | |
| | | | | | | |
| 放射線業務 従事者教育 | 関係法令および保安規定 の遵守に関する事 | 労働安全衛生法に 定める特別的教育 | 法令、労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関 係条項 | 管理区域内におい て核燃料物質もし くは使用済燃料ま たはこれらによっ て汚染された物を 取り扱う業務に就 かせる時 | 884 | —※ |
| | 原子炉施設の構造・性能 に関する事 | | 原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造 に関する事 | | | |
| | 放射線管理に関する事 | | ・原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取 扱いの方法 ・管理区域への立入りおよび退去の手順 ・外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の 濃度の監視の方法 ・電離放射線が生体の細胞、組織、器官および全身に与える 影響 | | | |
| | 核燃料物質および核燃料 物質によって汚染され た物の取扱いに関する事 | | 核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染さ れた物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業の 方法・順序 | | | |
| | 非常の場合に講ずべき処 置に関する事 | | 異常な事態が発生した場合における応急措置の方法 | | | |
| その他 反復教育 | 関係法令および保安規定 の遵守に関する事 | 原子炉施設保安規定 | 保安規定(総則、品質保証、体制および評価、保安教育、記 録および報告に関する規則の概要)に関する事ならびに関 係法令および保安規定の遵守に関する事 | 10年間で対象者 全員が受講完了 | 23 | 22 |
| | 原子炉施設の運転に関 する事 (原子炉施設の廃止措置 の運用に関する事) | 運転管理Ⅰ (廃止措置管理Ⅰ) | (放射性廃棄物処理設備に関する事のみ) ・運転上の通則についての概要 ・運転上の留意事項の概要 ・運転上の制限の概要 ・異常時の措置の概要 ・廃止措置の通則、施設運用上の基準についての概要 | 3年間で対象者 全員が受講完了 | 22 | 22 |
| | | 巡視点検・定期的検査Ⅰ (巡視・定期的検査Ⅰ) | (放射性廃棄物処理設備に関する事のみ) ・巡視点検の範囲と確認項目 ・定期試験の内容と頻度 | 3年間で対象者 全員が受講完了 | 23 | 22 |
| | 原子炉施設の運転に関 する事 | 異常時対応 (現場機器対応) | (放射性廃棄物処理設備に関する事のみ) ・各設備の運転操作の概要(現場操作) ・警報発生時の対応操作(現場操作) | 1回/年 | 112 | 110 |
| | | 放射線計測器取扱 | 放射線測定器の取扱い | 3年間で対象者 全員が受講完了 | 23 | 22 |
| | 放射線管理に関する事 | 放射線管理 | (放射性廃棄物処理設備に関する事のみ) ・管理区域への出入り管理等、区域管理に関する事 ・線量限度等、被ばく管理に関する事 ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事 ・管理区域外への移動等物品移動の管理に関する事 ・協力会社等の放射線防護に関する事 | 3年間で対象者 全員が受講完了 | 22 | 22 |
| | | | (燃料取扱い設備に関する事のみ) ・管理区域への出入り管理等、区域管理に関する事 ・線量限度等、被ばく管理に関する事 ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事 ・管理区域外への移動等物品移動の管理に関する事 ・協力会社等の放射線防護に関する事 | 3年間で対象者 全員が受講完了 | 0 | 0 |
| | 核燃料物質および核燃料 物質によって汚染され た物の取扱いに関する事 | 放射性廃棄物管理 | (放射性廃棄物処理設備に関する事のみ) 放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事 | 3年間で対象者 全員が受講完了 | 22 | 22 |
| | | 燃料管理 | (燃料取替機または燃料取扱装置に関する事のみ) ・燃料の臨界管理に関する事 ・燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関する事 | 3年間で対象者 全員が受講完了 | 0 | 0 |
| | 非常の場合に講ずべき処 置に関する事 | 防災教育 | 緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する事 | 3年間で対象者 全員が受講完了 | 23 | 22 |

※本教育については、人事異動等に伴って実施する教育であるため、計画者数は無し。

